

身体障がい者の方に 結婚祝金を支給します

福祉課 ☎66・1106

対象者 市内在住の身体障がい者の方で、今までに請求されていない方

申出期間 婚姻届提出後1年以内

祝金 1人5千円

持参するもの 身体障害者手帳、印鑑、本人名義の振込口座(郵便貯金は不可)

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆様へ

福祉課 ☎66・1106

平和祈念事業特別基金では、恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の本人に、「特別慰労品」を贈呈しています(遺族の方は対象とはなりません)。

引揚者は、終戦日まで引き続き1年以上外地で生活している、戦後引き揚げてきた家族全員が対象です。

平成19年4月から始まったこの特別記念事業は、今年の3月31日で終了します。まだ請求されていない方は、所定の請求書(福祉課にありま

す)に必要事項を記入の上、期限までに申請してください。

問合先 平和祈念事業特別基金 (☎0120・234・933)

※受付時間は、午前9時15分～午後5時15分

「蒲郡市中小企業緊急対策信用保証料補助金制度」を創設

産業振興課 ☎66・1118

売上の減少、原油・原材料価格の高騰などの緊急経済対策として、新たに信用保証料補助制度を創設しました。

内容 融資時に愛知県信用保証協会へ払った信用保証料の50%を補助します(融資金額750万円、保証期間10年に相当する額を上限とし、借換分は対象外)

対象 平成20年10月31日から平成22年3月31日までに、市長より中小企業信用保証法第2条4項第5号の認定を受け、これに基づき市内金融機関から借入をされた方

その他 商工業振興資金に係る信用保証料の補助率も50%に引き上げました(平成20年11月14日に市役所が融資受付したものを対象)

携帯電話・PHSの リサイクルにご協力を

環境課 ☎66・1121

携帯電話や電子機器に含まれる希少金属(レアメタル)は都市鉱山ともいわれる貴重な資源です。レアメタルを取り出し、リサイクルすることは、資源の有効活用や安定的な確保にもつながる重要な取り組みです。

(社)電気通信事業者協会および情報通信ネットワーク産業協会が運営する「モバイル・リサイクル・ネットワーク」では、携帯電話販売店において、使用済みの携帯電話・PHSの本体や付属品を、メーカーを問わず無償で回収しています。回収の際には、個人情報などを消去し、適正な処理を行います。

問合先 (社)電気通信事業者協会モバイルリサイクル担当 (☎03・3502・0991) <http://www.mobile-recycle.net/index.html>



健康推進課 ☎67・1151

受動喫煙を防ぎましょう

たばこには、タールやニコチンなどの有害物質が200種類以上も含まれています。これら有害物質は吸う煙(主流煙)より、たばこの先からでる煙(副流煙)のほうが高濃度です。そのため、周りの人の健康に影響します。特に、小さな子どもや妊婦さんには、より大きな被害をもたらします。

☆子どもの場合

大人に比べ10倍ほどの影響力があります。特に、脳や骨格、呼吸器にダメージを与え、呼吸機能低下や急性気管支炎、喘息、肺炎、中耳炎、乳幼児突然死症候群などの病気の原因となります。

☆妊婦さんの場合

低出生体重児、流産、早産の確率が高くなります。

☆喫煙者の家族の場合

肺がんの死亡率が1.5～2倍、心臓病の確率が高くなります。

たばこを吸う人は、吸わない人への思いやりをもち、受動喫煙を防ぎましょう。

- ・喫煙者は、周りに悪影響を与えないよう配慮しましょう。
- ・人が多く集まる建物内では禁煙しましょう。
- ・家庭でも禁煙・喫煙場所を作ろう。
- ・歩きたばこはやめましょう。

(健康がまごおり21計画より)

